

ボランティア活動活性化応援助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア団体が主催する講習会、研修会その他勉強会の開催又は広報活動（定期的な機関誌発行を除く。）に対して行う助成を共同募金配分金事業として実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、安城市ボランティアセンターに登録されている団体とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、団体運営のための経常経費は除く。

- (1) 単年度で完了する事業であること。
- (2) この助成金のほか市又はその他外郭団体からの助成金を受けていない事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象事業としないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反しないもの
- (3) 助成金の交付を受ける年度において、類似する他の助成金等の交付を受けているもの
- (4) その他安城市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、対象事業の実施に係る講師謝礼、消耗品、通信運搬費（電話代を除く。）、賃借料（会場、搬送車両、DVD教材その他の資機材等）及び交通費とする。

(助成限度額)

第5条 助成金の限度額は1団体あたり10万円とする。

(申請)

第6条 助成金を受けようとする団体は、ボランティア活動活性化応援助成金申請

書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期限内に会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
(審査)

第7条 会長は、申請の受付をしたときは、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 一次審査（書類審査）
- (2) 二次審査（一般市民投票審査）
(交付決定及び通知)

第8条 会長は、前項に規定する審査のうえ助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）にボランティア活動活性化応援助成金交付決定通知書（様式2）を交付するものとする。

3 会長は、前項の規定による通知をする場合において、条件を付することができる。

(計画の変更)

第9条 交付団体が交付決定後に当該助成対象事業の計画を変更する場合（廃止し又は中止する場合を含む。）は、直ちに会長にボランティア活動活性化応援助成金変更交付申請書（様式3）に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 会長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を審査のうえ、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件と著しく異なる変更があると認めるときは、ボランティア活動活性化応援助成金変更交付決定通知書（様式4）を交付するものとする。

(共同募金配分金事業の明示)

第10条 交付団体は、助成対象事業の事業計画及び予算に当該助成事業が共同募金配分金事業である旨を明示するものとする。

2 助成対象事業の実施にあたっては、啓発広報チラシその他の各種資料等にその旨を明示しなければならない。

(報告)

第11条 交付団体は、助成対象事業が完了したときは、ボランティア活動活性化
 応援助成金実績報告書（様式5）に次に掲げる書類を添付し、当該年度の2月末
 日までに会長に提出するものとする。ただし、当該年度の3月に事業が実施され
 る場合は、当該年度の3月末日までに提出するものとする。

- （1）ボランティア活動活性化応援助成金請求書（様式6）
- （2）収支決算書
- （3）助成金の使途が分かる領収書（原本）
- （4）事業内容が分かる資料（写真、資料等）
- （5）ありがとうメッセージ
 （返還金）

第12条 交付団体は、助成対象事業の決算により当該助成対象経費が助成金を下
 回った場合には、その差額を不要額として返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交
 付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成対象事業に関する申請又は報告等について不正があったとき。
- （2）助成対象事業が第3条第2項各号に該当すると判明したとき。
- （3）助成金を交付の目的以外に使用したとき。
- （4）第8条第2項に規定する条件に違反したとき。
- （5）第9条第1項又は第11条に規定する書類を提出しなかったとき。
- （6）その他会長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に
 交付した助成金があるときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命じるもの
 とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。